

議案第 22 号

向日市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例  
の一部改正について

向日市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 5 月 26 日提出

向日市長 久 嶋 務

条例第 号

向日市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例  
の一部を改正する条例

向日市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000
副団長	円 229,000	円 329,000	円 429,000	円 534,000	円 709,000	円 909,000
分団長	円 219,000	円 318,000	円 413,000	円 513,000	円 659,000	円 849,000
副分団長	円 214,000	円 303,000	円 388,000	円 478,000	円 624,000	円 809,000
班長	円 204,000	円 283,000	円 358,000	円 438,000	円 564,000	円 734,000
団員	円 200,000	円 264,000	円 334,000	円 409,000	円 519,000	円 689,000

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の向日市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用する。